

役員等報酬規程

社会福祉法人呉ハレルヤ会は、キリスト教の愛の精神に基づきその使命とする社会福祉事業を担う、理事に報酬を支給するものとする。

(役員など)

1. 社会福祉法人呉ハレルヤ会の理事長は下記の職務に携わり報酬は、月給 10 万円とする。

◇理事等の委嘱

◇理事会又は評議員会の招集

◇理事長の専決事項として法人が定めたものに係る業務及びそれに関する理事会への報告

◇法人の資産の管理

◇事業計画及び予算の編成

◇決算関連業務

・事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成する。

・監事の監査を経て、理事会の認定を得る。

・認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備え置き、利害関係者等への閲覧に供する。

◇人事管理

2. 社会福祉法人呉ハレルヤ会の理事で人事労務・財務・運営などの経営管理の職務に携わる者に対して報酬および旅費を支払うことが出来る。金額については評議員会で決定する。

3. 社会福祉法人呉ハレルヤ会の監事で、内部監査に携わる者に対して旅費を支払うことが出来る。

4. 理事長の招集する理事会、評議員会に出席した役員には日当を 3 千円支給する。

5. 施設の入居者、職員のために奉仕をした牧師などには日当を 3 千円支給する。

(変更)

役員等報酬を変更する場合は、評議員会の承認を経て行う。

附則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

・理事長業務

1. 理事等の委嘱
2. 理事会、評議員会の招集
3. 理事長の専決事項として法人が定めたものに関わる業務及びそれに関する理事会への報告
4. 契約を含む会計管理
5. 法人の資産管理
6. 事業計画及び予算の管理
7. 決算関連業務
8. 事業管理、資産管理、人事管理

・理事業務

1. 施設管理業務
2. 災害時など緊急事態対応
3. 理事長補佐業務

■理事は非常勤理事のため下記の勤務内容・報酬とする。

記

基本 1か月 4日（1日2時間から4時間程度）必要に応じて日数、時間数が変わる場合がある。なお、報酬は1月 4万円とする。

・理事業務

1. ベタニアたよりの発行
2. 呉ハレルヤ会後援会事務
3. 呉ハレルヤ会祈り会の運営
4. 呉ハレルヤ会法人運営事務

■理事は非常勤理事の為下記の勤務内容・報酬とする。

記

基本 1か月 3日（1日2時間から4時間程度）必要に応じて日数、時間数が変わる場合がある。なお、報酬は1月 3万円とする。平成29年7月より

以上